須賀仙藏、海老原源右ェ門、望月寅吉、中山九右ェ門、杉﨑久四郎、新井定右ェ門、佐藤貞藏、鈴木甚四郎、山中平藏、吉岡酉藏、山中弥吉、杉﨑与右ェ門、中山長吉、中山伊左ェ門、吉岡弥吉、杉﨑キク、杉﨑要次郎、吉岡三左ェ門、吉岡源次郎、吉岡佐右ェ門、吉岡治平、佐藤要藏、山中又藏、山中喜市、吉岡喜右ェ門、吉岡藤藏、吉岡善助、山中紋次郎、戸辺新助、戸辺三郎兵ェ、戸辺信造、戸辺新五郎、綿貫時藏、白鳥喜三郎、染谷虎吉、門倉半左ェ門、染谷啓次郎、中村米藏、小澤幸藏、鈴木勝藏、門倉喜三郎、髙梨兵吉、白鳥熊次郎、中山庄作、髙梨長柏、中村庄左ェ門、吉岡茂助、中村直藏、中村忠藏、中村太兵衛、鈴木甚右ェ門、鈴木惣藏、鈴木啓藏、山中与兵衛、小澤喜右ェ門、宮川兵十郎、小澤清藏、中村忠吉、染谷米吉、小川森次郎、小川勘藏、吉岡浅次郎、岡安清吉、逆井梅吉、中村幸次郎、村野幸次郎、小川啓吉、小川徳、吉野イノ、染谷善兵衛、吉岡惣三郎、染谷定五郎、渡會勝藏、遠藤紋三郎、遠藤留作、吉岡留平、藤田儀兵衛、藤田テツ、遠藤庄七、鈴木市之助、染谷元吉、渡貫九郎兵ェ、菊田安太郎、千葉好之助、渡貫傳之丞、中村幸七、中村傳藏、遠藤小右ェ門、吉岡平藏、山中福藏、中山七右衛門、望月惣藏、望月直藏、鈴木ヤス、染谷藤次郎、遠藤新助、中村モト、遠藤七十郎、千葉永助、染井宇井次、中村幸右ェ門、中村宇之助、倉持寅吉、遠藤七藏、荒木吉藏、吉岡憲、大熊吉兵衛、吉岡久次郎、吉岡益吉、吉岡瀬兵衛、海老原山三郎、後藤トク、吉野重五郎、海老原久兵衛

㋑住所　東京都新宿区信濃町二四番地
　氏名　猪俣眞造
㋺住所　千葉県野田市山崎二一八四番地四
　氏名　駒田千代吉

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、野田市東新田土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書、及び換地図のとおり換地処分をします。

教示

一、この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に記載されています。）

二、この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、野田市東新田土地区画整理組合を被告として（訴訟において野田市東新田土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを千葉県野田市山崎二一六一番地一において掲示しております。

平成二十七年八月三日

野田市東新田土地区画整理組合
理事長　佐川　幸男

債権申出の公告（第1回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、平成二十七年六月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年七月三十一日）の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月三日

愛知県名古屋市中区錦三丁目一四番一五号
カゴメ株式会社
規約型確定給付企業年金清算人
佐藤　雅訓

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月三日

京都府宇治市宇治蓮華四九番地
株式会社辻利一本店
代表取締役　辻　俊宏

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

		株式の種類及び数
石塚　武	東京都台東区浅草一―九―一（井筒屋）	普通株式　一、〇〇〇株
日本加工紙印刷株式会社	静岡県静岡市茶町二丁目九（専務取締役亀井亀吉）	普通株式　四、〇〇〇株
藤本　熊司	奈良県奈良市杉ヶ西町	普通株式　一、〇〇〇株
牧野　英	静岡県静岡市葵区安西	普通株式　二、〇〇〇株
松村伊左三	京都府京田辺市東	普通株式　二〇〇株
上村　楢夫	京都府京田辺市草内	普通株式　五〇〇株
村松　富雄	京都府京田辺市東	普通株式　二〇〇株
村田和三郎	京都府京田辺市興戸	普通株式　一〇〇株

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月三日

大阪府東大阪市西鴻池町三丁目一番二二号
山陽自動車運送株式会社
代表取締役社長　荻野　秀実

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

		株券の番号
田淵　弘	兵庫県宍粟市山崎町今宿二四八	無
塚本長次郎	兵庫県宍粟市山崎町本町七七	無
福井　芳雄	兵庫県宍粟市山崎町鹿沢六九	無

株式の種類及び数
普通株式　一九八株
普通株式　一〇〇〇株
普通株式　三〇株

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年8月3日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。